

総務委員会会議録

令和3年12月15日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:57

【 案 件 】

1. 議案第 94号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)
2. 議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 令和3年度 飯塚市職員採用試験実施状況について
2. 嘉穂無線ホールディングス株式会社との包括的連携について
3. 「第2次飯塚市総合計画(中間見直し)案」に対する市民意見募集について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第94号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第94号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」についてご説明いたします。

議案第94号から第107号と表示しております令和3年度補正予算資料の3ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、一般会計で既定の予算総額に45億7203万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を823億7339万1千円にしようとするもので、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

4ページの「補正予算概要書」をお願いいたします。まず、歳入でございますが、市税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響額が当初見込みより少なかったことなどにより、9億4852万8千円を追加するものでございます。

地方特例交付金では、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきまして、市税の固定資産税における新型コロナウイルス感染症関連軽減措置の減少に伴い4億59万6千円を減額するものでございます。

地方交付税では、普通交付税を17億5475万4千円追加し、市債の項目に記載しております臨時財政対策債の減額を含めた実質的な普通交付税の補正額は11億6733万5千円の増となっております。

国庫支出金、5ページの県支出金、6ページの市債につきましては、歳出予算の対象事業に係る財源を補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。財産収入では、市有土地売却収入につきまして、現在の状況と今後の見込みから、1億円を減額するものでございます。

寄附金では、ふるさと応援寄附金につきまして、現在の寄附状況を考慮いたしまして、35億円を追加するものでございます。

繰入金では、今回の補正による財源調整として財政調整基金繰入金を15億4640万5千円減額し、減債基金繰入金を9億1146万7千円減額するものでございます。

ふるさと応援基金繰入金につきましては、令和3年度分のふるさと応援寄附金にかかる返礼品代等、事務経費増に伴う増額分と、令和2年度に積立した基金活用残余分を繰り入れるため、合計26億7736万9千円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。総務費、一般管理費の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還事業費では、令和2年度における事業費の実績が見込みより減少したため返還金2億3641万8千円を計上するものでございます。

企画費のふるさと応援寄附事業費では、寄附金の増額に伴う返礼品等の経費を21億6937万4千円追加し、次のふるさと応援基金管理費では、歳入で増額した寄附金を基金に積み立てるため、ふるさと応援基金積立金35億円を追加するものでございます。

地域振興費、コミュニティバス等運行事業費のエリアワゴン運行事業費では、令和4年度から運行するエリアワゴンの停留所を設置するための委託料968万8千円を計上するものでございます。

男女共同参画推進費のつながりサポートカフェ事業費では、来場しやすいカフェ形式で、女性を対象とした専門家等による相談会実施に係る委託料188万8千円を計上するものです。

民生費、社会福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の穂波福祉総合センター管理費では、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した利用料の補てん等のため、指定管理委託料1130万3千円を計上するものでございます。

なお、今回の補正では、そのほかの指定管理委託料につきましても、同様の理由により補正をいたしております。

障がい者福祉費、障がい者福祉事業費の障がい児通所支援事業費、障がい者自立支援事業費の障がい者自立支援給付費及び障がい者医療費では、国及び県支出金の返還金が主な増加要因でございますが、児童発達支援給付費につきましては増加傾向にあるため、5724万6千円を追加いたしております。

9ページをお願いいたします。児童福祉総務費の家庭児童相談事業費では、転入転出の際に、要保護児童等の情報が自治体間で共有できる国の情報共有システムを活用するため、本市の健康かるてシステムを改修する委託料337万1千円を計上するものでございます。

支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付事業費では、主任児童委員による支援対象児童等の状況把握、見守り体制の強化を図るため、訪問のきっかけづくりとなる食料品や日用品等の購入費用に対する補助金94万5千円を計上するものです。

青少年対策費、児童センター・児童クラブ施設管理費の児童センター・児童クラブ情報ネットワーク整備事業費では、児童クラブにおいてタブレット端末を使用できるようにするため、通信環境を整備する委託料2230万9千円を計上するものでございます。

扶助費の生活保護扶助費につきましては、上期の実績により6億546万4千円を減額するものでございます。

衛生費、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のワクチン接種事業費では、3回目のワクチン接種経費2億1011万1千円を計上するものでございます。

10ページをお願いいたします。農林水産業費、農業振興費の園芸農業DX推進事業費では、デジタル技術を活用した生産・販売管理の効率化につながる機械の導入に対する補助金770万円を計上し、農業労働力確保緊急対策事業補助金交付事業費では、帰国困難となった外国人技能実習生の雇用延長にかかる経費や、感染した農業者の代替労働力確保に要する経費に対する補助金132万2千円を計上するものでございます。いずれも福岡県の新型コロナウイルス感染症対策として実施するもので、歳入の県支出金に同額を計上いたしております。

商工費、商工業振興費の筑前茜染活用事業費では、県の宿泊税交付金を活用いたしまして、筑前茜染協議会が実施する2品目の製品開発経費、茜草植え付け地の管理経費等に対する補助金220万5千円を計上するものでございます。

商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の地域活性化応援券発行事業費では、換金方法変更による精算金の減額など3億5868万9千円を減額し、事業継続応援貸付事業費では、令和2年度に実施した貸付制度の貸付額確定に伴い、必要な預託額が確定したため、預託金

を2億100万円減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。観光費、観光施設管理運営事業費のいづつかスポーツ・リゾート管理費では、飯塚国際車いすテニス大会が開催される屋外テニスコートの経年劣化に伴う表層の改修工事1900万円を追加するものでございます。

土木費、住宅建設費の相田公営住宅建替事業費では、事業着手時期を見直したことにより、1億6757万7千円を減額するものでございます。

消防費、常備消防費の飯塚地区消防組合費では、令和3年度分の負担金の確定分と、平成28年度以降の負担金相違額相当分を5年で割って算定した額の合計4億291万6千円を追加するものでございます。

災害対策費の河川監視カメラ整備事業費では、河川監視カメラの視認性向上を図るため、既設の13台を更新し、1台を新設する委託料2970万円を計上するものです。

12ページをお願いいたします。教育費、小学校費の教育振興費及び学校整備費に記載しております35人学級編成対応事業費では、小学校3年生の35人学級編成に対応するため、無線アクセスポイントの整備、電子黒板等備品の整備、教室の整備にかかる経費4244万8千円を計上するものでございます。

13ページをお願いいたします。文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業費では、附属機関を設置して嘉穂劇場の活用方法を検討する経費63万5千円を追加するものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、年度内完了が見込めないことによる追加を7件設定し、事業着手時期の変更に伴い1件を廃止するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、債務が後年度にまたがることによる追加を4件、契約額確定に伴う限度額の変更を1件設定し、事業中止により1件を廃止するものでございます。

22ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において、審査要望のあった件の答弁を求めます。

○防災安全課長

さきの本会議において審査要望のありました資料11ページの消防費の飯塚地区消防組合費負担金につきまして、その経過と概要を説明させていただきます。消防組合の財政状況につきましては、基金を取り崩して運営している現状であるため、今後の負担金について、組合と構成市町において、協議を行っていたところであり、協議の過程で過去の負担金について誤りがあったことが、嘉麻市の指摘により発覚いたしました。財政状況の改善に向けて負担増を検討していたところですが、現状に至る要因の大きなものは、この負担誤りでありましたことから、今後の新たな負担の見直しの前に飯塚市、嘉麻市が未負担であった相当額を新たに追加負担として負担し、財政改善に対応することで組合と構成の2市1町にて協議を行いました。本件につきましては、過去の負担金を遡及して支払うものではなく、その相当額を新たに負担するものであります。なお、本決定の根拠といたしましては、地方自治法第287条により設けている飯塚地区消防組合同規約第11条第2項の規定により、関係する市町の長が協議の上、未負担分の額の確定や、負担方法について今後覚書を締結するようしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○深町委員

何点か質疑させていただきます。まず、補正予算資料の8ページをお願いします。エリア運営運行事業費についてを質疑いたします。まず今回のエリアワゴン――

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:15

再開 10:17

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

○小幡委員

ちょっと時間がかかりそうなので、先に今説明を受けた消防の件。簡単にもう一度、原因、要因等、今後このようなことが起こらないための対策をもう一度説明していただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:18

再開 10:20

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

すみませんでした。今回の事態の原因につきましては、直接的には消防組合において、普通交付税の制度が熟知されていなかったことによるものですが、市としましても、消防組合、関係団体との十分な協議を行えていなかったという点であります。この分につきましては基準財政需要額、今まで人口に3種類の補正係数を乗じて計算していたんですけども、平成27年度から4種類の補正係数を乗じて計算するようなことを、そこら辺が漏れていたところでございます。今後につきましては、消防組合と連絡などを密にし、このような事態が発生しないよう協議を行うということで確認をしております。なお、今後につきましても関係市町等々でも、協議を行って密にしていきたいと思っております。

○小幡委員

原因、対策は聞きましたよね。要はあれでしょう、広域合併した事務手続的なミスに気づかなかったということが原因でしょう。単純な、簡単に言えば、計算ミスですね。消防議会がありますよね。年度年度にちゃんと決算もやっていますよね。これは何年からでしたっけ、平成27年から。もう毎期決算は済んでいるじゃないですか。その決算の修正というのはどういうふうな事務的には考えておられるんですか。監査も終わっとるでしょう。

○財政課長

組合議会においても決算の認定がされておまして、その決算の修正というようなことはございません。今後、新たに負担をしていくということで、今後の決算に当たり、予算にのっていくということになります。

○小幡委員

もう1点だけ、同じページですので。消防費の上に住宅建設費ですね。住宅建設費の中の相田公営住宅の建てかえの件ですね。簡単に言えば、まだ工事にかかる順番が来てないということで、繰り越しなんでしょうけれども。前もってなんですけど、設計委託料、地盤調査委託料、造成工事等が繰り越されますよね。これはもう意見として聞いてってください。新しく、新規の公共工事の事業を行うときに、毎回と言っていいほど地盤調査をやっていますよね。地盤調査をするたびに数百万円から数千万円の調査費用をかけているんですよ。その結果、工事の進捗状況の中で、地盤調査が有効に活用されていないような、簡単に言えば、追加工事が発生していますよね、建築工事において。その度、執行部の理由というか、言いわけになりますと地盤調査が不足していた、もしくは、そういった事態になったところの調査ができていなかったと。ボーリングで具体的にいけば、その部分はボーリングをしていなかったというような事態がたくさん起きているじゃないですか。その都度、基礎工事、もしくは地盤改良における追加工事が数億円単位で出てくるんですね。我々からすればその追加工事を認めたものの、何でそれだけの地盤調査にお金をかけているのに、そういう事態が起こるのかと。全体的な設計のミスではないかというような。

地盤調査したところ、もしくはそれを参考にして設計したところ、そこに対して何ひとつペナルティーがないじゃないですか。予期せぬ出来事でしたので済ましているんだね。委託料はしっかりと、地盤調査費、設計料は払っているんですよ。結果的には、地盤調査は無駄だったという結果になっているんだよね。今度、相田公営住宅は新規なんでしょうけれども、二度と言っているほど追加工事、地盤改良が必要だったということがないように、やはり住宅課としては、地盤調査の場所とか、やり方をもう一度検討してもらいたいと思うんですよ。過去の発注においての反省点というのをもしあれば、もしくは今後どのような地盤調査を実施していこうと考えておられるのか、あればお答え願いたいんですけど。

○住宅課長

今回、相田地区で住宅団地を建てかえますが、こちらの地区もやはり昔、坑道、石炭を掘った跡がたくさんあるというふうにお聞きしています。今回、来年度に改めて地質調査を行うのですが、これに向けたところで、今年度、経済産業省のほうに、こちらの地区の坑道図、昔の坑道図のほうを情報開示で今請求しております。実際に先方からの回答で、坑道図を開示してくださるということです。今年度中にそちらのほう坑道図を、私どものほうで入手して実際に建物の配置等が決まりましたら、そこに実際に坑道があるのかどうなのか、これを地盤調査の中できちんと確認させてもらいます。県営相田団地のほうなんですけど、もう既に建てかわっております。こちら建設時に坑道が出て、そちらのほうの地盤強化のための追加工事を行っております。こちらの方も今年度、県のほうに確認して参りまして、どういう対処方法をとったのかというふうにご教示もいただいておりますので、来年度、そのような追加工事など出ないように、注意を払っていきたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

次に、補正予算資料の8ページのつながりサポートカフェ事業費について質疑をお願いしたいと思います。まず、つながりサポートカフェの場所ですね。場所はどこに考えておられるのか教えてください。

○男女共同参画推進課長

市内6カ所程度の交流センターなどでの実施を考えております。

○深町委員

それではつながりサポートカフェは、どのようなことを行って援助していくのか、それを教えてください。

○男女共同参画推進課長

まず、この事業の概要になるんですけども、内閣府が行った調査によると、新型コロナウイルス感染症拡大が、女性の非正規雇用労働者の解雇や自殺者の増加など、女性に深刻な影響を与えたことが明らかになり、課題や困難を抱える女性を支援するために、国において、地域女性活躍交付金、つながりサポート型が追加措置されております。このつながりサポートカフェ事業は、この交付金を活用してNPO等の知見を要する団体に委託し、コロナ感染拡大により影響を受けたなどによる課題や困難を抱える女性が気軽に相談できる居場所を提供するとともに、専門家による相談会も実施し、またその中で生理用品も配布を行うなどの援助を考えております。

○深町委員

それではつながりサポートカフェの周知は、どのように行っていかれますか。

○男女共同参画推進課長

市の公式SNSやチラシの配架などでの広報を、現在は考えております。

○深町委員

次に、補正予算資料の9ページですね。支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付事業費に

についての質疑をしますのでよろしくお願ひします。まず、主任児童委員は市内に何人おられますか、お答えください。

○子育て支援政策課長

飯塚市内には、主任児童委員の方は、令和3年4月1日時点で27名いらっしゃいます。

○深町委員

どのような立場の方にあるのか、教えてください。

○子育て支援政策課長

主任児童委員は、児童福祉法第16条第3項の規定により、児童委員のうちから、厚生労働大臣の指名を受けた非常勤の地方公務員で子どもや子育てに関する支援等を専門に担当しております。主任児童委員は平成6年1月に制度化され、それぞれの市町村にあつて、担当区域を持たず、担当区域ある民生委員・児童委員と連携しながら、子育ての支援等に取り組んでおります。

○深町委員

次に、要保護児童連絡協議会が主任児童委員に情報を提供できるのでしょうか。通常であれば、対象児童の個人情報を外部に提供するのは難しいのではないかと思います。どうでしょうか、その辺をお答えください。

○子育て支援政策課長

飯塚市民生委員・児童委員協議会は、飯塚市要保護児童連絡協議会の構成団体でございます。児童福祉法第25条の5において、構成員には守秘義務が課せられておりますので、情報の提供はできるものと考えております。

○深町委員

最後に今回は支援対象者が見守り強化となっておりますが、それ以外の児童については、対象を広げる考えはありませんでしょうか。

○子育て支援政策課長

今回の支援対象者につきましては、国の補助事業でもございますので、国が示しております支援対象児童等見守り強化事業実施要綱に規定されている要保護児童連絡協議会の支援対象児童等であり、これは、要保護児童連絡協議会の要保護児童、要支援児童、特定妊婦の家庭を対象としているだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や、妊娠や子育てに不安を持つ家庭等の子どもや妊産婦も含まれますので、主任児童委員の方が地域で見守りが必要と判断される子どもや妊産婦の家庭等も対象といたしております。今回の事業につきましては、今答弁をさせていただいたとおりで実施する予定でございますが、今回の支援対象者以外の見守りにつきましても、必要というふうに考えておりますので、今後この事業とは別に見守り強化が図れる事業について、調査研究してまいりたいと考えております。

○深町委員

よろしくお願ひしときます。次に、補正予算資料9ページの児童センター・児童クラブ情報ネットワーク整備事業費について質疑を行います。1点だけ行います。今回は、児童センターと児童クラブの整備事業ですが、両施設とともに学校に併設してあるところが多いと思いますが、学校のWi-Fiを利用して、事業費を削減する方法の検討はなされたのでしょうか、お答えください。

○学校教育課長

市内には19の児童クラブがございまして、学校に設置していますネット環境を、児童クラブで活用するためには、アクセスポイントの設置費、また隣接する学校と児童館をつなぐネットワーク環境を整える整備の費用がかかります。しかし児童センターの教室につきましては、児童クラブの支援員の連絡用として、既にLANの配線が整備されております。このLAN配線を活用して、アクセスポイントを設置することで、教室を拡張できますので、学校教育課で検討した結果、児童センターの回線も使用するほうがより安価に実施できると考えております。

○深町委員

わかりました。ありがとうございます。次に、補正予算資料の10ページ、再就職支援事業費について質疑を行いますのでよろしくお願ひします。まず、今回の事業費の対象者はどの程度を見込んでおられますか、お答えください。

○商工観光課長

9月末までの雇用実績を勘案いたしまして今回の補正におきまして、求職者を44人、大学生を229人と見込んでおります。

○深町委員

最後に再就職応援事業の窓口はどこに設置する予定なのか、教えてください。

○商工観光課長

窓口につきましては、株式会社福岡ソフトウェアセンターに委託をいたしますので、受付窓口につきましては同社となっております。大学生につきましては同社のメール、または専用申し込みサイトで申し込みを行い、求職者につきましては、ハローワークに求人申し込みを行いまして、ハローワークから紹介されることとなっております。

○深町委員

最後になりますが補正予算資料の10ページです。補正予算資料の10ページの農業労働力確保緊急対策事業費の補正について、質疑をしたいと思います。補助金交付金事業については、どのようになっているのか、お願ひします。

○農林振興課長

この補助金を受ける対象者ですが、外国人技能実習生の雇用対策での助成対象としましては、帰国困難となった外国人技能実習生を受け入れている農業者、または農業法人が対象となります。また、代替労働力の確保対策での助成対象者としては、農業者、農業法人及び農業団体等が雇用となります。代替労働力の確保につきましては、新型コロナウイルスに感染された従業員の代替の労働力の確保の部分になってきます。

○深町委員

一番最初のエリアワゴンですね。8ページのエリアワゴンについて質疑します。今回のエリアワゴンのバス停を確定するために位置情報などがあれば資料要求をお願ひしたいと思ひますので、委員長において取り計らいをお願ひしたいと思ひます。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま深町委員から要求があつております資料は提出できますか。

○地域公共交通対策課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よつて執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。先に、深町委員からお願ひします。

○深町委員

提出されましたエリアワゴンのバス停の位置の説明を、簡単でいいのでお願ひします。

○地域公共交通対策課長

提出させていただいております位置図につきましては、現在の運行計画の素案の路線図でございまして、それにおおむねの場所を記載させていただいております。停留所の位置につきましては、現在まちづくり協議会が運営されております買物ワゴンの停留所を継続することを基本としておりまして、この買物ワゴンが運行していない地区につきましては、これまでの交通機関のバス停や居住地商業施設等の設置している場所に停留場を設置するように考えております。10地区におきまして、このエリアワゴンを運行することを考えており、箇所数で言いますと全体で328カ所の停留所を設置するように考えております。

○深町委員

それでは、既存の今あるバス停は、利用するのはどうでしょうか、そのところは同じように利用すると。次に、新設のバス停の位置は、新しくバス停をつくる予定はありますか。

○地域公共交通対策課長

現在、まちづくり協議会が運営しております買物ワゴンについては、バス停の表示盤の設置はしておりませんので、今回エリアワゴンを運行する際に改めて、新設のバス停を設置することになります。その新設のバス停の設置する箇所数としましては、256カ所になっております。また、本数としては、1カ所で2本の本数を表示する場合もありますので、315本というところで考えております。

○深町委員

最後になりますが、バス停の新設により渋滞ですね。車の流れとか、そういうのに支障を来す箇所の把握とかはされておるのでしょうか。また、対応をどのようにするのかもお答えください。

○地域公共交通対策課長

今現在の内容としましては、計画素案ということになっておりまして、今月20日に開催されます地域公共交通協議会で、運行計画がほぼ確定するという段取りになっております。具体的、詳細な場所の選定につきましては、その後関係者等と調整することになるわけですが、現在、道路環境や車両通行の安全性等の把握を、現地調査や関係者に聞き取りをしながら行っております。バス停の設置については、警察等の許可が必要となってくることから、そういう協議を踏まえまして、安全な運行ができるように、今後対応したいと考えているところでございます。

○深町委員

ありがとうございます。買物ワゴンは地域の方が期待されていると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

補正予算資料9ページ、一番下ですけれども、衛生費、予備費、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてお聞きしますが、いらっしゃいますかね。ワクチン接種事業費、2億1011万1千円が追加計上されておりますけれども、令和4年1月から3月までのワクチン接種3回目、対象者4万4千人分ということで計上されておりますが、この4万4千人の方の対象、どのような方が対象になるのか、お尋ねいたします。

○健幸保健課長

今回、予算の積算として4万4千人上げさせていただいております。内訳といたしましては、まず1回目、2回目の初回接種を受けられた医療従事者の方、それから、その後の住民接種に入りまして、高齢者の施設、高齢者、そういった方が接種をされて8カ月を経過する方の人数が、3月までに到達する方の人数として、4万4千人を上げさせていただいております。従いまして特に区分というものがあるわけではなく、8カ月经過、到達される方の人数ということになります。

○田中裕委員

8カ月過ぎた方、2回目接種から8カ月過ぎた方が大体4万4千人ということでございますが、その対象者に対して通知というものは、どのようにされるのか、お尋ねいたします。

○健幸保健課長

通知につきましては、今のところ予定としましては、おおむね1カ月ほど前に7カ月ぐらいになった方に対しまして接種券のほうを送付させていただき、8カ月経過以降の日で予約をとっていただく、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○田中裕委員

個別通知で通知をされるんでしょうけれども、そのときに接種する場合は、2回目接種したところで3回目の接種ということになるんでしょうか。

○健幸保健課長

今のところ予定しておりますのは、また改めて予約のほうを取っていただくということになりますので、必ずしも同じところでの接種ということにはならない可能性もございます。

○田中裕委員

1回目、2回目の接種のときには医療機関、また集団接種というのがありますが、3回目の集団接種はあるんですよね。

○健幸保健課長

集団接種のほうも実施してまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと前後して申しわけないんですけど、同じく9ページですね。深町委員の質問とちょっと同じ関係なんですけれども、9ページの児童福祉総務費。この中に支援対策児童等見守り強化事業補助金交付事業がありますね。国庫補助金10分の10ですから、国から全額補助金が来たと思うんですけど、その全額補助金の総額はわかりますか。

○子育て支援政策課長

94万5千円と考えております。

○小幡委員

94万5千円だけしか、国からは総額で来ないんですか。その事業に対してだけの、こちらから請求して、その額が国庫補助金として繰り入れられるわけ。もともとの年間予算とかいうような形ではないんですか。

○子育て支援政策課長

この支援対象児童等見守り強化事業に対する補助金といたしましては、94万5千円の補助の対象になっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:50

再 開 11:05

委員会を再開いたします。

○子育て支援政策課長

今回予算計上しております支援対象児童等見守り強化事業につきましては、必要額としまして94万5千円必要でございます。それに対しまして、この国のほうに10分の10の補助率の分を申請いたしまして、その補助が通れば94万5千円が歳入として入ってくるという形になります。

○小幡委員

今の説明でいけば、ちょっと振り返りますけど、事業を実施する、実施の主体団体はどこに

なるのですか。

○子育て支援政策課長

この事業の実施の主体といたしましては、飯塚市が実施主体になります。

○小幡委員

事業主体は飯塚市ですね。要保護児童連絡協議会がありますよね。そこに登録されている主任児童委員というのが、先ほど深町委員の質問の中で27人おられますよね。この27人の人件費も含めるんですか。人件費は、総額27人で幾らかかるのでしょうか。

○子育て支援政策課長

主任児童委員の方につきましては、普段の活動といたしましてはボランティアでやっておりますが、県と市のほうからその部分に対しての費用、人件費的な費用は出ておりますので、今回のこの支援対象児童等見守り強化事業につきましては、この主任児童委員さんに対しての人件費的なものは含まれておりません。

○小幡委員

この補正予算の中には、人件費的なものは含まれていないということでしょう。主任児童委員は27人おられて、ちょっとボランティア的な話ということだったんだけど、事業はどんどんどんどん、もっと細かくやろうというときは、主任児童委員の方は仕事がたくさんふえますよね。それは仕事の内容によって、人件費というのは、高くなっていくの。少なければ少ない、多ければ多い。どういうシステムで人件費の増額、減額という対象はどのような査定になっているのですか。

○子育て支援政策課長

人件費的なもので、今回の事業の件数が、どんどんどんどんふえていってという形のご質問だと思いますが、それで人件費がふえないのかというご質問だと思いますが、まず主任児童委員たちが27名いらっしゃいまして、その方たちが今回初めてやる事業でございますので、お1人に対して、件数的には各地区2名ずつ大体いらっしゃいます。穂波地区だけ3名いらっしゃいますが、その各地区ごとに人数を、まだ最初ですので上限を決めて行っていきたく思います。あとは先ほども支援対象児童以外での見守りを強化されないのかという深町委員からの質問もございましたが、そういった形で件数がふえたりとか、そういったものがありましたら、また別の事業といたしまして、違う方向もあわせて市全体での見守り活動についての検討をしていきたいと思っております。

○小幡委員

要は児童の見守り活動でしょう。主任児童委員がとりあえず27名おってあると。要保護児童とか、要支援児童がもちろんおられるからその子どもたちの支援なんでしょう。飯塚市としては、飯塚市の今言った要保護児童とか、要支援児童は何人、何世帯というのは把握されていますか。把握されているなら教えてください。

○子育て支援課長

令和3年9月末現在で、要保護児童連絡協議会にケース登録されております児童の人数につきましては、要保護児童が156名、要支援児童が23名ということになっております。

○小幡委員

ちょっと具体的に聞きますね。今、要保護児童が156人と言われましたね。他方、要支援児童が23名おられますよね。この94万5千円は、私からすれば僅かな金額なんだけどもね。この94万5千円で合計190人に近い児童にどういった支援をする予定なんですか。

○子育て支援政策課長

この要対協のほうに登録されている人数につきましては、先ほど子育て支援課長が答弁しましたとおりですが、この支援対象見守り強化事業につきましては、地域で活動されている主任児童委員さんですので、その要保護世帯の状況とかいろいろございますので、専門的な部分が

必要になる分については、当然、この主任児童委員さんたちが行くということではできません。だから今登録されている人数全部に行くということではございません。それについてはこちらのほうで、どういった方だったら行けるのかどうかと、あとはこの補正予算のほうで議決をいただきましたら、その対象となる家庭の方についてもそういった形で訪問していかどうかというの事前相談をさせていただきながらやりますので、人数的にはかなり絞られてくるかと思えます。

○小幡委員

意味合いはわかりました。数字でいけば179人おってあるんだよね。今課長の説明にあったように、その子どもに応じた支援をするんでしょう、基本的にはね。その把握というのは、この要保護児童連絡協議会という、この実態は何なんですか。この協議会の組織構造図を教えてくださいませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

飯塚市要保護児童連絡協議会では、要保護児童の支援のための情報交換や支援実施時の協議を行っております。構成団体といたしましては15団体からなっておりまして、児童相談所、保健センター、教育委員会、福祉事務所、飯塚警察署等、15団体で委員を構成しております。その中で実務者会議や個別ケース会議等を行いながら、子どもたちの支援を行っているところでございます。

○小幡委員

組織構造はわかりました。そういった団体が15団体あるんですよね。年に何回協議会を開催されているんですか。

○子育て支援課長

代表者会議、こちらのほうは協議会の方向性とか支援の方針等を決める会議ですけれども、代表者会議を年2回。実際の支援のあり方等の確認をするような、部会と申しておりますけれども、そちらについては年4回。あと実務者会議、実際に支援を行っている団体等の職員等で会議を行います、それについては年8回。あと個別ケース会議はその都度行っておりますので、令和元年度では50回、令和2年度はコロナの関係で直接会議をすることは減っておりますけれども、それでも31回行っております。

○小幡委員

わかりました。ありがとうございます。かなり子どものために会議は行われているという印象を持ちました。会議の内容についてはちょっと置いて、今回は補正ですから、額にして94万5千円、明確に金額が出ていますよね。この94万5千円の積み上げ、要は今回何をするのかというのを聞きたいんですね。説明文の中では、主任児童委員が、要保護児童連絡協議会に登録されているでしょう支援対象児童、子どもさんの家を訪問して、子ども等の状況把握、飲食物等の提供を通じた見守り体制の強化を図るという題名になっているんですけど、簡単に言ったら、家を訪問して子どもの状況を把握して、飲食物をプレゼントというか、持っていこうかというような事業なんだけど、この事業をするための94万5千円という認識でいいんですか。

○子育て支援政策課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

94万5千円を積み上げましたね。人件費は今とりあえず入っていないということであれば、何人対象でどれぐらいのお菓子、額にして想定されているんですか。

○子育て支援政策課長

予算計上している94万5千円の内訳でございますが、訪問対象件数につきましては、105件で、まず見込んでおります。この予算議案が承認いただければ、1月から開始しまして3月までの3カ月間行きまして、大体月1回の訪問を考えております。1回にかかる経費を飲食物等を含んだ部分と、あとは移動に係る費用や通信費、電話代とかの通信費等を見込んだところで1回当たりを3千円以内の費用ということで3千円で計算しておりますので、それを掛け合わせまして94万5千円ということで計上いたしております。

○小幡委員

今の説明だと思いに、対象の子どもさんのところに行って、どういう状況かを把握するのが1つの目的ですね。変な話だけど、手ぶらじゃないけど、そういったきっかけに、飲食物も提供しながら訪問するという計画なんでしょうけれども、そういう考えなんでしょう。

厚生労働省の支援対策児童等の見守り強化事業の実施要綱の中に、ちょっと見ますね。まずは4つあって、1つは子ども等の状況の把握をする。これは今の手法で状況の把握ができますよね。2番目に食事の提供を伴うと。それは食事なのかお菓子なのか別にしてやりますよね。もう1つは基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行うとなっているんです。もう1つ、最後に学習習慣の定着等の学習支援も行うと。4つの目的があるんだけど、今、説明によれば1つ2つは、今回実施していこうという考えでしょうけれども、あとの2つ、今言った基本的な生活習慣とか学習習慣を習慣づけしていこうというところまで、今からやっていくんでしょうけれども、今後の予定、そういった支援をどのように考えられて、将来的にはここまでやるとすればもっと予算が要るかと思うんですよ。今の考えでいいですから、どういう考えを飯塚市のほうは、お持ちなのかをご説明を願いたいんですけど。

○子育て支援政策課長

国の実施要綱につきましては、先ほど委員が言われたとおりでございますが、飯塚市としましては、まず主任児童委員さんのほうにこの事業を実施していただくように考えておりまして、今回の部分につきましては飲食物の提供という形で考えています。学習支援、生活支援、生活指導等の支援ということは考えておりません。ただ、別の方法といたしまして見守り強化、先ほどちょっと答弁させてもらいましたけど、見守り強化としましては、この事業とは別にまた考えていきたいと思えます。この支援対象児童の補助金にのせるか、のせないかは別としまして、見守り強化につきましては、別の方法で今検討して調査研究をやっているところでございますので、今何をするというのはちょっとここでは申し上げられませんが、今回の支援対象児童等見守り強化事業につきましては、主任児童委員の皆さんにご協力をいただきながら、まずは、地域の目で見守りをやっていくということで考えております。

○小幡委員

別予算を考えながらでもということ。最近ニュースで悲惨な事件が起こって、子ども食堂じゃないけど、貧困な家庭がふえているというようなのがメディア等も発信しています。飯塚市の全体的な所得は、都会に比べて高くはないと思うんです。その生活支援を必要とする家庭も多い中、要保護児童とか、いろんな支援をしなくてはいけないであろうという児童がたくさん、先ほどの把握でも百七、八十人の子どもがいるんだけど、そこに市長は、教育長あがり、教育にはものすごく精通された方なので。この予算が今回はわかりますよ、何のために必要な94万5千円なのかというのは把握しましたけど、福岡県下において国庫補助金を使った、今、事業主体は飯塚市ですけども、民間委託して、民間の団体がそういった事業を行っている地域もあるんです。そういった団体への補助総額というものがありますが、飯塚市のほうは把握されていますか。

○子育て支援政策課長

今この支援対象児童等見守り強化事業補助金のほうを活用されている市町村につきましては、令和3年7月時点での、国のホームページに交付申請ベースの件数が載っております。こちらにつきましては全国で102市区町でございまして、福岡県内につきましては4市町でございまして、ただ実際に、例えば県内の4市町にその予算規模を聞いたということとはございませんので、今この段階ではお答えができません。

○小幡委員

国庫負担金で1団体、民間事業も含めて、1団体に970万円の補助金が確保されているんですよ、国のほうで。飯塚市がそこに外部委託を仮にしたとします。970万円の予算内で、180人ぐらいの子どもたちの支援ができるというようなことも可能なんです。そういったもらい根性じゃないんだけど、国のほうがそういう指針で、要綱までつくって、こういうふうにして子どもたちを助けるというのは語弊があるけれども、支援しようという予算がしっかりあるので、今は飯塚市が主要団体じゃないですか。94万5千円の、先ほど言ったように使い道はわかりましたけど、せっかくそれだけの10倍以上の予算があるので、いかに支援をしていくかというのを具体的に、やはり計画を立てて予算化していただきたいと思うんですよ。先ほど協議会の主要メンバーの構成をお聞きしました。かなりの会議をやっているじゃないですか。会議の中でも、こういった子どもにはこういった支援をしようと、細かい今から会議を詰めていく中でも、しっかりこれだけの予算がありますよと、この予算をいかにどんなふうにして使うかというような、やはり予算を頭に置いてできる事業をフルに使ってやっていただきたいということなんです。ですから、今回は初事業だからいいと思うんだけど、来年度からこれを広げていただきたいと思うんだけど、今そういった団体、もしくは予算を使って協議会のほうにも、そういう情報を提供しながら審議していただきたいと思うんだけど、今後の協議会の進め方とか会議の持ち方、来年度こんなふうに行っていこうとかいうような考えがあれば、課長ちょっと答弁いただきたいんですけど。

○子育て支援課長

ありがとうございます。来年度以降の要保護児童連絡協議会のあり方については、ああいう事件もございましたし、今現在いろんな形で見直しを考えているところでございます。代表者会議に諮りまして、こういう予算を使ったものも事業として行えるという話は、代表者会議を通じて折々行っておりますけれども、今後、さらにそういったところを話していきながら、よりよい支援ができるような形で行っていきたいと思っております。

○小幡委員

ぜひとも有効に予算を使いながら、目的はもうしっかりと把握をされていると思うので、支援のほうをよろしく願いまして、一応終わります。

○委員長

今、児童福祉総務費についての質問がございました。ほかの委員の皆さんで、この児童福祉総務費について質疑がある方がいらっしゃれば、いらっしゃいませんか。ほかに質疑はございませんか。

○田中裕委員

予算資料の9ページ、扶助費、生活保護扶助事業費についてお尋ねをいたします。

今回6億546万4千円の減額ということになっておりますが、コロナ禍で生活保護を受給される方がふえるのではないかと考えておりましたが、減額をされているということは、減少しているということ、生活保護受給者が減少しているということだと思いますが、どのくらいの方が減少されて、その要因、どのようなものが考えられるのか、お尋ねいたします。

○生活支援課長

当初予算の算定につきましては、昨年10月時点の扶助額を月延べしまして、その上にさら

にコロナの影響で、毎月4人世帯が10世帯増加するような形で、算定をさせていただいておりました。実は生活保護の受給者数については、ずっと微減傾向が続いておりました、今年度につきましても、昨年より減ってきております。昨年10月時点での保護受給者が5359人でしたが、それから最新で、本年11月末時点の保護受給者の人数が5228人となっております、比較しまして131人減少しております。そういったことから今年度の12月補正におきましても、扶助費の減額を計上させていただいております。減少の要因につきましては、高齢者世帯が多いことから、お亡くなりになって減る部分がございます。それから不景気と言われておりますけれども、その中でも就労指導等が実りまして、就労に基づいて、収入がふえたことで廃止になるケースも数多くあります。

○田中裕委員

131人減少をされて、要因としては高齢者の受給者が死亡される。そしてまた、自立をされた方もいらっしゃるということでございますが、この131人中で、その内訳といいますか、どのくらいの方が亡くなられて減ったか。どのくらいの方がわかりますか、この内訳の数字というのが。

○生活支援課長

すみません。手元に内訳の資料はちょっと持ち合わせておりませんので、はっきりとした数字ではお答えができないんですけれども、どちらの数字が大きいかというと、お亡くなりになって減る数字のほうが多いと思っております。

○田中裕委員

お亡くなりになられて減少するほうが多いということでございますが、担当課でもしっかりと自立に向けての取り組みをされていると思っておりますが、どのような取り組みをされているのか、また今後どのように対応していかれるおつもりなのか、お尋ねいたします。

○生活支援課長

生活支援課内に3名の就労支援員を配置しております、その方々と担当ケースワーカーとの連携をとりまして、対象者に対します就労指導を進めていっておりますが、今後も一層就労指導を強化していきまして、さらに自立に結びついていけるような方向性でやっていきたいと考えております。

○田中裕委員

しっかりと自立をされて減少できるような取り組みを今後もお願いしたいと思います。

○委員長

今、生活保護扶助事業費についての質疑がありましたが、ほかに同項目で質疑のある委員の方はいらっしゃいますか。ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

先ほど質問した際に一緒に聞けばよかったんですけど、同じ9ページのワクチン接種事業費について、1点だけ聞くのを忘れておりました。

このワクチン接種事業費なんですが、先ほどのご答弁によりますと、2回目の接種から8カ月を過ぎた方から接種ということで、その通知は大体2回目の接種から7カ月を過ぎた方から通知をするという答弁でございましたが、この接種事業は、来年の令和4年1月から接種ということになっておりますね。ということは、12月には早い方は通知をするということになるかと思いますが、もう早い方での通知をされているのでしょうか。

○健幸保健課長

今、ご質問ありましたとおり、早い方はもう12月に8カ月を経過するという方が、今、医療従事者を中心にいらっしゃいます。もともと、この接種につきましては、医療機関の方が勤められている医療機関のほうで接種のほうをさせていただいておりました、対象者が約2200名ほどいらっしゃいます。この方にはもう11月の下旬に既に送付をしております、

そこでお勤めになっている医療機関のほうで接種をしていただくように調整をしております。もうあとは医療機関のほうでワクチンを、うちのほうが提供することによって、接種をしていただくということで、私たちのほうで実際に始めていくのが1月という形になっているところでございます。

○委員長

今、新型コロナウイルス感染症対策事業費についての質疑でしたが、ほかに委員の方で質疑はございませんか。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

次に、「議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書11ページをお願いいたします。

本案につきましては、職員が自ら居住のために借り受ける住宅に係る住居手当について、家賃額の下限を4千円引き上げ、これによりまして最高支給限度額を1千円引き上げるものであります。

改正の内容につきましては、12ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。第15条第1項の規定のとおり、現在、職員が自ら居住のために借り受ける住宅及び単身赴任手当を支給される職員で配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員につきましては、月額1万2千円を超える家賃を支払っている職員に対し、住居手当を支給しておりますが、今回の改正により、月額1万6千円を超える家賃を支払っている職員に対し、住居手当を支給しようとするものでございます。これに伴い、第15条第2項第1号アに規定しております住居手当の算出方法につきまして、月額2万3千円以下の家賃を支払っている職員につきましては、家賃の額から1万2千円を控除した額を。月額2万7千円以下の家賃を支払っている職員につきましては、家賃の額から1万6千円を控除した額に。第15条第2項第1号イに規定しております月額2万3千円を超える家賃を支払っている職員につきまして、家賃の月額から2万3千円を控除した額の2分の1、その控除した額の2分の1が1万6千円を超えるときは、1万6千円に1万1千円を加算した額を。月額2万7千円を超える家賃を支給している職員につきましては、家賃の月額から2万7千円を控除した額の2分の1、その控除した額の2分の1が1万7千円を超えるときは、1万7千円に1万1千円を加算した額にしようとするものでございます。

ただいま説明させていただきました新旧対照表の文言を具体的な家賃額で整理いたしますと、現在支払っております家賃額が1万2千円を超えて、5万8999円以下の職員につきましては、最大で4千円の減額。家賃額が5万9千円から5万9199円までの職員につきましては、手当額に増減はなく、家賃額が5万9200円以上の職員につきましては、最大で1千円の増

額となることとなります。

この住居手当の改正につきましては、国においては令和元年度に改正され、その後総務省から地方公共団体に対しまして、改正を基本とした見直しを行うよう通知されてきたところでございます。このような中、福岡県内の自治体におきましても、本市を除く28市中17市が改正しており、このような他市の状況を踏まえまして、本市におきましても令和4年4月1日から改正を行うため提案するものでございます。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「令和3年度 飯塚市職員採用試験実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

「令和3年度 飯塚市職員採用試験実施状況について」、ご報告申し上げます。

資料をお願いいたします。令和3年度飯塚市職員採用試験につきましては、7の試験区分で実施いたしまして、全体で31名の採用予定者数に対しまして、370名の申し込みがございました。第1次試験を9月19日日曜日に実施し、第1次試験合格者は135名、第2次試験を10月30日土曜日及び31日日曜日に実施し、第2次試験合格者は63名、最終の第3次試験を11月27日土曜日及び28日日曜日に実施しました結果、28名を最終合格者といたしております。このうち、土木上級におきましては合格基準を満たす合格者を1名しか確保できず、また、土木、民間企業等、職務経験者枠におきましては、申し込み者がなしという状況でありましたことから、土木職確保のための追加試験を実施することとし、令和4年1月9日日曜日に第1次試験を実施する予定としております。以上簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉徳無線ホールディングス株式会社との包括的連携について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「嘉徳無線ホールディングス株式会社との包括的連携について」、報告いたします。

資料をお願いいたします。嘉徳無線ホールディングス株式会社との間で包括的連携に関する協定の締結を11月26日に執り行いましたので、その概要について報告いたします。嘉徳無線ホールディングス株式会社は、グループ企業でありまして、グループの中核事業であるホームセンター、株式会社グッテイを初め、株式会社イーケイジャパン、及び株式会社嘉徳エンタープライズの3つの事業を統括している企業になります。今回、嘉徳無線ホールディングス株式会社から同社が有される知識や経験を生かし、地域で活躍する人材の育成に関すること。

地域活性化の推進に関すること。防災及び災害時の支援に関すること。地域の情報化に関する
こと、の4つの項目について、包括的な連携を行い、市民サービスの向上や地域の活性化など
に貢献していきたいとの提案がございまして、本市といたしましても教育やまちづくり、情報
化の分野、地域活性化の分野など多岐にわたる事業について、効果的な連携ができるもの
と考えまして、協定の締結を行ったものでございます。

なお、今年度実施する予定の連携事業につきましては、子どもから大人まで楽しく学べる
ものをワークショップ形式で12月から2月にかけて開催する予定でありまして、具体的には、
ものづくり体験講座やプログラミング体験ができるSTEAM教育体験講座、またDIY入門
講座などを実施いたします。今後につきましても、市民サービスの向上や地域の活性化につな
がる事業の実施が図れるよう努めてまいりたいと考えております。以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案に対する市民意見募集について」、報告を
求めます。

○総合政策課長

「第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案に対する市民意見募集について」、報告いたしま
す。

第2次飯塚市総合計画につきましては、2017年度、平成29年度を初年度とし、
2026年度、令和8年度までの10年間を計画期間としており、今年度、令和3年度で中間
年度を迎えたことから、計画の中間見直し案を策定し、市民意見募集を実施することといたし
ましたので、その概要について報告するものでございます。

資料1の1ページをお願いします。ページ左側には、現計画の策定の趣旨と概要を記載して
おります。ページ右側には、今回の中間見直しの概要ということで、(1)中間見直しの範囲
としまして、3行目以降に記載のとおり、今回の中間見直しについては、計画策定当初からこ
れまでの間の社会経済情勢等の変化や新たに生じた課題などへ柔軟に対応するために必要な見
直しを行い、基本構想については、引き続き継承し、取り組むべき施策を総合的かつ体系的に
まとめた基本計画について、必要な見直しを行うこととしております。

具体的には、7分野の政策と40の施策の柱ごとに目標の達成状況の把握や課題の評価検証
を実施し、必要な表現の修正や目標達成指標の見直しなどを行うものです。

また、人口、産業構造及び財政の状況については、国勢調査の結果や決算状況を反映し、時
点修正を行っております。

(2)には、SDGsの取り組みとして、国においては、自治体の各種計画にSDGsを反
映させることを推奨しており、今回の中間見直しにおいて、総合計画に掲げる施策の推進がS
DGsの目標達成にも繋がるものとして、基本計画の各施策とSDGsの17のゴールとの関
連性を明示することといたしました。

2ページ及び3ページには、人口構造と産業構造の推移について、それぞれ時点修正を行い、
最新の状況を加えております。また4ページには、財政の状況と財政見直しについて、本年
6月議会において財政課より全常任委員会に報告を行いました内容を反映させ、掲載して
おります。内容の説明については省略させていただきます。

5ページをお願いします。昨年実施しました市民意識調査の結果について、5ページには、
「飯塚市の住みやすさについて」、6ページには、「市民が感じるまちづくりの満足度」と
「将来的に飯塚市が力を入れるべき取組」の3項目について掲載しております。計画策定前
の平成27年に実施した市民意識調査結果との経年比較について、文章中に記載して
おります。

7ページをお願いします。中間見直しの全体構成となりますが、40施策を一覧表で掲載し、右側の黒丸をつけた施策が見直しを行った施策で、28の施策について見直しを行い、8ページから35ページまで掲載しており、見直しを行った部分は黄色のマーカーで着色している部分となります。

また、参考までに、資料2「中間見直し新旧対照表」を作成しております。資料2の内容の説明については、省略させていただきますので、後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、見直しを行いました施策について、本委員会の所管に関する主な見直し内容を説明させていただきます。

11ページをお願いします。「情報共有の推進」の施策になります。

ここでの見直しは、ページ右側の基本事業②情報・通信基盤の充実について、市民の利便性向上のため、マイナンバーカードを活用したオンライン申請やオープンデータの活用促進を図っていくということを新たに記載し、ページ左側の目標達成指標のホームページアクセス件数について、目標値の上方修正を行っております。

12ページをお願いします。「効果的・効率的な行政経営の推進」の施策になります。

ここでは、ページ左側の現状と課題について、限られた経営資源を最大限活用し、未来への投資を可能にして、本市が持続的発展を続けられるよう民間との連携を含めた効果的で効率的な行政サービスの提供し続けられることが求められているという記載に改め、目標達成指標に新たに市民サービスの向上に繋がった公民連携事業数を追加し、目標値を45件としております。

また、ページ右側の基本事業④として、職員一人一人が家庭・個人生活、地域活動等で得られる多様な経験や新たな知識などを行政サービスの向上につなげ、生活と仕事がともに潤い、業務では効果的な行政運営に繋がるよう働き方の変革に取り組むとして働き方改革の推進という基本事業を新たに追加しております。

14ページをお願いします。「財政の健全化」の施策になります。

ここでは、ページ左側の現状と課題について、公共施設の維持更新経費の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による対策に必要な財政出動の想定などについて新たに記載を行い、目標達成指標の2つ目、市税等滞納未収金総額の減額の目標値を上方修正し、新たに財政調整基金と減債基金の基金残高の指標を追加し、第2次行財政改革大綱に掲げる目標値64億円を本計画の目標達成指標としても掲げております。

36ページをお願いします。冒頭に申しましたとおり、各施策とSDGsの17のゴールとの関連性を黒丸で明示して一覧表にしたものになります。この紐づきの考え方については、総合計画のページに記載される基本事業までの内容で線引きをして関連付けを行ったものとなります。

最後に、資料3をお願いします。今回、提示させていただきました中間見直し（案）について、資料に記載の内容で、12月27日から1月21日までの期間で、市民意見募集を実施したいと考えております。その他、閲覧場所等、市民意見募集の概要については、資料に記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。なお、第2次飯塚市総合計画（中間見直し）案における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。